

令和7年第3回太子町議会臨時会（第514回町議会）会議録

令和7年5月2日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 5 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号))
- 6 常任委員会委員の選任
- 7 議会運営委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 追加日程第1 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 5 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号))
- 追加日程第2 議長辞職の件
- 追加日程第3 議長の選挙
- 追加日程第4 副議長辞職の件
- 追加日程第5 副議長の選挙
- 追加日程第6 議席の変更
- 追加日程第7 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 6 常任委員会委員の選任
- 7 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第8 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第9 西はりま消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第10 議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	出 原 賢 治	6 番	森 田 哲 夫
7 番	玉 田 正 典	8 番	中 薮 清 志
9 番	堀 卓 史	10 番	藤 澤 元之介
11 番	首 藤 佳 隆	13 番	中 島 貞 次

14番 清原良典

15番 松浦崇志

会議に欠席した議員

12番 北川嘉明

会議に出席した事務局職員

局長 田中秀彦
書記 井手典子

書記 蛭井のり子
書記 免田和佳奈

説明のため出席した者の職氏名

町長 沖汐守彦
教育長 糸井香代子
生活福祉部長 蔵屋一彦
教育次長 福井照子
税務課長 村瀬純

副町長 榮藤雅雄
総務部長 森文彰
経済建設部長 富岡泰造
財政課長 池田誠

議長挨拶

○議長（松浦崇志） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

緑も深い青葉の頃となつてまいりましたが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和7年第3回太子町議会臨時会（第514回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

本日招集されました臨時会では、専決処分の承認2件の審査及び議会組織の改選が予定されております。何とぞ議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重かつ迅速で的確な審議をお願い申し上げまして、誠に簡単措辞ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和7年第3回太子町議会臨時会（第514回町議会）が開催されるに当たりまして一言挨拶を申し上げます。

新緑輝く過ごしやすい好季節となりましたが、議員各位におかれましては公私とも大変御多用のところ、御健勝にて本会議に御出席をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町行政の進展に御理解、御協力を賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、本日の臨時会におきましては、専決処分をさせていただきました条例及び補正予算の承認案件2件を提出させていただいております。提出しました案件につきましては後ほど説明をさせていただきますが、何とぞ慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。誠に簡単ではありますが、臨時町議会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく願います。

~~~~~

（開会 午前10時02分）

○議長（松浦崇志） 議事に先立ち御報告いたします。

北川嘉明議員より体調不良のため、本日の会議を欠席される旨の届けがありましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第3回太

子町議会臨時会（第514回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松浦崇志） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、藤澤元之介議員、首藤佳隆議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（松浦崇志） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（松浦崇志） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等2件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和6年度2月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職・氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。

次に、閉会中、広報広聴委員会委員の中薮清志議員より委員を辞任したいとの申出があり、委員会条例第12条第2項の規定に基づき、議長においてこれを許可し、また委員会条例第7条第4項の規定に基づき、委員に松浦崇志議員を議長において指名いたしましたので御報告いたします。

なお、委員会条例第8条第2項の規定により、広報広聴委員会委員長に吉田智子議員、副委員長に出原賢治議員が委員会において互選されておりますので併せて報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時04分）

（再開 午前10時04分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（松浦崇志） 日程第4、承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて

(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて説明を申し上げます。

本件は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されることに伴い、関係する太子町税条例を合わせて施行する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分にて一部改正したものにつき議会の承認を求めるものであります。

改正の主な内容につきましては、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分改正に伴う改正、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備等であります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長(松浦崇志) 副町長。

○副町長(榮藤雅雄) 承認第1号専決処分いたしました太子町税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

第82条の改正につきましては、軽自動車税種別割について標準税率の区分見直しに伴う税率の区分の改正であります。具体的には、二輪車の車両について本年11月より新たな排ガス規制が適用されることになり、現行の50cc原付について今後の生産、販売が困難となります。これに対応するため、125cc以下のバイクにつきまして最高出力を4.0キロワット以下に制御した新基準の原付が新たに生産、販売されることとなり、当該車両の軽自動車税種別割の税率を現行の50cc原付と同様に年税額を2,000円とする改正であります。

第89条第2項につきましては、軽自動車税種別割の標準税率の区分見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備であります。

第90条第2項及び第3項の改正につきましては、道路交通法の改正に伴い、身体障害者に対する種別割の減免申請について、マイナ免許証の運用開始に伴う運転免許証の提示義務に係る規定等の整備であります。

附則第10条の2の改正につきましては、法附則第15条第2項の条例で定める割合について、法改正により項ずれが生じたことに伴う改正及び字句の整備であります。

附則第10条の3の改正につきましては、新築住宅の認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合、特例を適用とした法改正に伴う規定の新設でございます。また、項の新設に伴い項ずれを整備しております。

この条例の施行期日は令和7年4月1日としております。また、改正後の条例規定が円滑に施行されるよう、新旧規定の適用について附則第2条で固定資産税に関する経過措置を、附則第3条で軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

緊急性を要する案件でありましたので専決とさせていただきましたが、慎重な審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。

○議長(松浦崇志) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています承認第1号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩します。

（休憩 午前10時10分）

（再開 午前11時19分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

先ほど所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいております承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）の議案1件について委員会の審査報告を求めますので、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第1 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）**

○議長（松浦崇志） 追加日程第1、承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

上程中の議案1件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 報告書を読み上げまして報告に代えたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、承認第1号。付託年月日、令和7年5月2日。件名、専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年5月2日金曜日午前10時15分から午前10時25分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①二輪車の税率が変更されることによって影響する台数や税収はどの程度かとの質疑に、販売される125cc以下の新車のうち一部が新基準に適用されることに伴い、台数、税収ともに多少影

響は出るものと考えているとの答弁があった。

②50cc以下のバイクが製造中止になるが、現存するバイクに故障するまで乗り続けた場合、その間、税はかかり続けるのかとの質疑に、現存する限り従来の税額でかかり続けるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により承認すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 以上で総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、承認第1号は委員長の報告のとおり承認されました。

~~~~~

日程第5 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号））

○議長（松浦崇志） 日程第5、承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて（令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて説明いたします。

今回の令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）は、令和6年度から繰越し予定であった住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業において、財源である国庫補助金の交付決定年度が令和7年度となったため、令和7年4月1日に専決処分したものにつき議会の承認を求めるものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,188万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ163億8,550万円としたものでございます。

歳入予算の補正内容は、総務費国庫補助金の追加であります。

次に、歳出予算の補正内容は、民生費、社会福祉総務費の追加であり、住民税非課税世帯等臨

時特別給付金を計上しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 確認といいますか説明いただきたいのですが、今回の補正は3月の一般会計補正予算（第7号）で繰越しになっていたものがここに入ったものという理解でよろしいかと思いますが、そのときに上がっていた金額と今回との差異について御説明をお願いします。

○議長（松浦崇志） 財政課長。

○財政課長（池田 誠） お答えいたします。

今議員御指摘のとおり、今回専決補正1号で上げさせていただいたものは、令和6年度3月に上程しました補正予算の繰越明許費、その一部でございます。今回専決補正で上げさせていただきました2,188万円につきましては、その繰越明許として予算設定していたもののうち、国の補助金が令和7年度に措置されるものとなったものにつきまして令和7年度予算でさせていただいたものでございます。つまり、令和6年度繰越しで上げさせていただいたもののうち、国の会計年度の予算と合わせまして、その一部を令和7年度に専決補正したものでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時30分）

（再開 午前11時32分）

○副議長（清原良典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告を申し上げます。

ただいま松浦崇志議長から、議会申合せにより、議長の職を辞任したい旨、辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

## 追加日程第2 議長辞職の件

○副議長（清原良典） 追加日程第2、議長辞職の件を議題とします。

お諮りします。

松浦崇志議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、松浦崇志議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時33分）

（再開 午前11時33分）

○副議長（清原良典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長の辞職を許可された松浦崇志議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

松浦崇志議員、演壇へどうぞ。

○松浦崇志議員 議長の退任に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

令和5年5月12日の臨時会におきまして議長に御推挙いただき、間もなく2年を迎えます。この間、兵庫県町議会議長会の会長職も拝命し、太子町議会並びに兵庫県内12町議会の発展のため、身を尽くしてまいりました。これもひとえにこの場におられます皆様の御協力のおかげと厚く御礼を申し上げます。とりわけ、議会運営委員会の委員長を務めていただいた出原議員、そして議会改革特別委員会の委員長を務めていただいた中薮議員には、それぞれ所属する党派の垣根を越え、議会運営並びに議会改革に対する熱い思いを持って共に歩んでいただいたことに心から感謝と敬意を表します。本当にありがとうございました。

さて、町民の皆様から信頼される議会をつくるため、まずは議員のあるべき姿を明文化しようと議員間で様々な討議を繰り返し、本年3月定例会では和のまちをつくる太子町議会基本条例を制定することができました。これを契機に、太子町議会におきましても議会改革が着実に実を結び始めたと確信いたしております。今期残り2年間におきましても、議員報酬の適正化、議員定数の適正化の議論をさらに進化させ、議会改革の歩みを止めないよう取り組んでいくことが大事だと思っています。

その議会基本条例の第10条、公正を守り節度を保つには「太子町議会議員は、公職にある者としての責務を深く認識し、高い倫理性を保持するとともに、議員としての品位を保ち、不正行為やハラスメントを容認しません。」とあります。また、同10条第3項では「議員は、特定の個人又は団体の利益に偏ることなく、住民福祉の増進と公正で民主的な町政の推進に寄与するよう努めます。」とあります。かねてより指摘され、また本年3月の全員協議会の報告書にも記載がありますとおり、議員が自治会長を兼ねることについて、あるいは自治会長である者が議長を兼ねることなどについても、どこにも書いていないからいいということではなく、町民の皆さんに疑念を抱かれぬよう自ら律する姿勢が大事であると思います。町民の皆さんから信頼される議会であり続けるために目の前にある課題と正々堂々と向き合い、そしてそれらを1つずつ確実に解決していくこと、また議会及び議員がその質を高める努力を怠ることなく、それら日々研さ

んを積み重ね、常に和を思い、利他の心で歩むことが大切だと思います。いずれにしても、新たな議長、副議長のリーダーシップの下、議会改革がさらに進み、住民福祉の増進に寄与する議会機能が強化されますことを期待しております。

結びに、改めて関係各位並びに町民の皆様の御協力に感謝をするとともに、太子町及び太子町議会のますますの発展を祈念いたしまして、議長退任の御挨拶とさせていただきます。2年間、本当にありがとうございました。

○副議長（清原良典） 松浦崇志議員の挨拶は終わりました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第3 議長の選挙

○副議長（清原良典） 追加日程第3、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に首藤佳隆議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました首藤佳隆議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました首藤佳隆議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました首藤佳隆議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

首藤佳隆議員、御挨拶をお願いします。演壇へどうぞ。

○議長（首藤佳隆） このたび議員各位の御推挙をいただきまして、議長の重責を務めさせていただくことになりました。ありがとうございます。

これからの太子町のますますの発展と町民生活の向上に向け、常に公正公平を心がけ、円滑な議会運営及び情報発信の強化に努めるとともに、議会改革の歩みを止めることなく議会運営の向

上に努力してまいります。当局の皆様、議員各位におかれましては、どうぞ格段の御理解と御協力をお願い申し上げまして議長就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○副議長（清原良典） 首藤佳隆議長の挨拶は終わりました。

首藤佳隆議長、議長席にお着きください。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時42分）

（再開 午前11時44分）

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

ただいま清原良典副議長から、議会申合せにより、副議長の職を辞任したい旨、辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第4 副議長辞職の件

○議長（首藤佳隆） 追加日程第4、副議長辞職の件を議題とします。

お諮りします。

清原良典議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、清原良典議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時45分）

（再開 午前11時45分）

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の辞職を許可された清原良典議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

清原良典議員、演壇へどうぞ。

○清原良典議員 2年間、副議長として務めさせていただきました。この間、私ごとでございますが、思いも寄らぬ大病に見舞われ長い闘病生活を送りましたが、ひとまずここまで復帰させていただきました。今後は一議員として恩返しをしてみたいと考えております。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（首藤佳隆） 清原良典議員の挨拶は終わりました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第5 副議長の選挙

○議長（首藤佳隆） 追加日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に堀卓史議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました堀卓史議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました堀卓史議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました堀卓史議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

堀卓史議員、御挨拶をお願いします。演壇へどうぞ。

○副議長（堀 卓史） このたび副議長を拝命いたしました堀でございます。

議会運営の円滑化に尽力し、皆様の声をしっかりと受け止め、首藤議長とともに議会改革を進めていく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） お諮りします。

議長、副議長の選挙に伴い、議席の変更を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第6 議席の変更

○議長（首藤佳隆） 追加日程第6、議席の変更を議題とします。

会議規則第4条第3項の規定により、議長において議席の変更を行います。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長（田中秀彦） 議席番号5番出原賢治議員を6番へ、議席番号6番森田哲夫議員を7番へ、議席番号7番玉田正典議員を8番へ、議席番号8番中薮清志議員を9番へ、議席番号

9 番堀卓史議員を14番へ、議席番号11番首藤佳隆議員を15番へ、議席番号14番清原良典議員を11番へ、議席番号15番松浦崇志議員を5番へ。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ただいま朗読したとおり、議席の変更をします。

ただいま決定しました議席には、次の議会よりお着き願います。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時52分）

（再開 午前11時52分）

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第7 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（首藤佳隆） 追加日程第7、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

この際、地方自治法第117条の規定により、森田哲夫議員の退場を求めます。

（森田哲夫議員 退場）

○議長（首藤佳隆） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

監査委員の選任については、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

このたびの監査委員の選任同意につきましては、議員の中から就任いただいております桑名幸夫監査委員より辞職願が提出されましたので、その後任を選任するものであります。

同意をお願いいたします方は、太子町太田1756番地に在住の森田哲夫氏で、生年月日は昭和33年10月10日生まれ、満66歳でございます。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

間もなく正午が参りますが会議を続行します。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので投票によるところですが、既に御相談いただいておりますので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第1号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午前11時56分）

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第6 常任委員会委員の選任

○議長（首藤佳隆） 日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会議務局長（田中秀彦） 敬称は略させていただきます。

総務経済建設常任委員会委員に中島貞次、玉田晶久、北川嘉明、藤澤元之介、玉田正典、桑名幸夫、吉田智子、以上7名。

福祉文教常任委員会委員に山本順久、出原賢治、堀卓史、清原良典、中薮清志、森田哲夫、松浦崇志、以上7名です。

○議長（首藤佳隆） 次に、常任委員会の委員長及び副委員長の選任です。

常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっていますので、休暇中に各委員会において互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午前11時58分）

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので御報告します。

総務経済建設常任委員会委員長に中島貞次議員、副委員長に玉田晶久議員、福祉文教常任委員会委員長に山本順久議員、副委員長に出原賢治議員、以上4名が委員会で互選されました。

以上で報告は終わります。

~~~~~

日程第7 議会運営委員会委員の選任

○議長（首藤佳隆） 日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配

りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長（田中秀彦） 敬称は略させていただきます。

議会運営委員会委員に清原良典、桑名幸夫、堀卓史、中島貞次、玉田晶久、山本順久、以上6名です。

○議長（首藤佳隆） 次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任です。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっていますので休憩中に互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後0時01分）

（再開 午後0時01分）

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので御報告します。

委員長に清原良典議員、副委員長に桑名幸夫議員が委員会で互選されました。

以上で報告は終わります。

この際、御報告申し上げます。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員堀卓史議員の辞任に伴い、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員を補充する必要がありますので、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに選挙をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第8 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙

○議長（首藤佳隆） 追加日程第8、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に松浦崇志議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました松浦崇志議員を揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました松浦崇志議員が揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されました。

ただいま揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されました松浦崇志議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 お引受けいたします。

○議長（首藤佳隆） この際、御報告申し上げます。

西はりま消防組合議会議員桑名幸夫議員の辞任に伴い、西はりま消防組合議会議員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、西はりま消防組合議会議員を補充する必要がありますので、西はりま消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として直ちに選挙をしたいと思いをします。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、西はりま消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第9 西はりま消防組合議会議員の選挙

○議長（首藤佳隆） 追加日程第9、西はりま消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

西はりま消防組合議会議員に堀卓史議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました堀卓史議員を西はりま消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました堀卓史議員が西はりま消防組合議会議員に当選されました。

ただいま西はりま消防組合議会議員に当選されました堀卓史議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

堀卓史議員。

○堀 卓史議員 お引受けいたします。

○議長（首藤佳隆） ここで暫時休憩します。

（休憩 午後 0 時07分）

（再開 午後 0 時07分）

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題にすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第 10 議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（首藤佳隆） 追加日程第10、議会運営委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

議会運営委員会等の所管事務について、委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回太子町議会臨時会（第514回町議会）を閉会します。

（閉会 午後 0 時09分）

~~~~~

議長挨拶

○議長（首藤佳隆） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の格別の御精励を賜りまして、専決処分の承認、議会組織の改選等、滞りなく議了することができましたことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。ここに謹んで議員各位の御精励と御協力に対しまして、衷心より敬意と謝意を表する次第でございます。

しばらくすれば風清らかな初夏の時期となってまいります。議員各位におかれましてはこの上とも健康に留意されまして、町政伸展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和7年第3回太子町議会臨時会（第514回町議会）が閉会されるに当た

りまして一言挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、専決処分させていただきました条例及び補正予算等につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に議決をいただきましたこと、深く感謝を申し上げます。なお、審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力をまいります。

これから日ごとに暑くなる季節となりますが、議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、臨時町議会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和    年    月    日

(新) 太子町議会議長    首    藤    佳    隆

(旧) 太子町議会議長    松    浦    崇    志

(旧) 太子町議会副議長    清    原    良    典

署名 議員    藤    澤    元 之 介

署名 議員    首    藤    佳    隆